

日本古印譜の研究(序説)

藤貞幹以前について

A Study on Books of Old Seals of Japan

小倉慈司

はしがき

- ① 古印研究の萌芽
- ② 松崎祐之作成印譜
- ③ 伝藤原惺窩所輯, 成慶増補印譜
- ④ 高芙蓉古印模本

小 括

【論文要旨】

本稿は、日本古代の史料に押捺された印影を主に収録した摸古印譜（日本古印譜）について、その系譜を明らかにすることを目的とした調査の中間報告である。今回は特に日本古印の研究の基礎を築きその後の日本古印譜作成に大きな影響を与えた藤貞幹が登場する以前の時期に焦点をあてて調査を行なった。

近世にいたり古印への関心が高まった背景には、古文書への関心の高まり、篆刻界における復古体の流行、さらには朝廷内における朝儀復興の動きといったことが考えられよう。現在確認される最古の日本古印譜は、松崎祐之作成の『印譜』であるが、この存在はあまり知られることはなかったらしく、以後の日本古印譜にも影響を与えた形跡を見出せない。次に挙げられるのが、藤原惺窩が輯し成慶が増補したと伝えられる印譜であるが、現在、管見の限りではあるものの、成慶が作成した印譜の転写本以外にはこの印譜を発見することはできなかった。伝惺窩作成印譜と成慶作成印譜とは元来別のものであったと考えられるが、成慶作成印譜が転写を重ねるうちに伝惺窩作成印譜と混同されるようになったのではなかろうか。ちなみに伝惺窩作成印譜は実際には惺窩作ではなく、後に仮託されたものと想像される。篆刻家高芙蓉が作成したとされる古印譜もかつて存在したらしいが、今に伝わらず、後世の印譜に引用された印影によって、その内容をうかがうことができるのみである。それによれば、芙蓉作成印譜の中には明らかに偽印と見做される印影も含まれていた。藤貞幹が日本古印譜を作成する以前には以上のような印譜が存在しており、それらが貞幹の印譜研究に与えた影響は大きいと考えられる。

はしがき

本稿は、日本古代の史料に押捺された印影を主に収録した摸古印譜（以下、日本古印譜と称することとする）について、その系譜を明らかにすることを目的とした調査の中間報告である。

近世以来、数多くの日本古印譜が作成されてきたが、それらはこれまでほとんど近代史学の研究対象となることはなかった。⁽¹⁾その理由として、古印譜と深い関わりを持つ古印研究が、近代に入りもっぱら印章学の側から行なわれるにとどまってきたことが挙げられる。近代史学が確立していく中で、近世の「好古学」は切り捨てられていき、それと共にその産物である日本古印譜も正統史学で取り上げられることが少なくなっていくのである。

しかし日本古印譜についての研究は、近世史学史に重要な意味を持つだけでなく、史料学の上でも寄与する点が多いと考えられる。⁽²⁾特に、古印を研究する上で日本古印譜の研究を欠くことはできないであろう。

その試みの第一歩として、今回はまず、ごく初期の段階、すなわち日本古印の研究の基礎を築きその後の日本古印譜の作成に大きな影響を与えた藤貞幹が登場する以前の時期に焦点をあてて調査を行なうこととした。

①……………古印研究の萌芽

本論に入る前に、近世にいたり日本古印譜が作成されるようになった背景について、簡単に触れておくことにする。まず第一に指摘されることは、古文書への関心の高まりである。古物に関心を抱くことは何時の時代でもあることではあるが、特に安土桃山時代以降は社会の安定化と共に古筆への関心が高まり、⁽³⁾また歴史研究も活発化した。なかでも後陽成天皇による慶長勅版の出版や豊臣秀次・徳川家康による古書の蒐集、また江戸幕府による寛永系図の編纂や『統本朝通鑑』の編纂等が刺激になり、やがて諸藩でも古文書の探訪やそれに基づく地誌の編纂が進められるようになった。⁽⁴⁾こうした中で古代文書を多く所蔵していた寺院についても調査整理が行なわれるようになり、押印文書への関心も高まったと考えられる。文書への押印が紙面を飾る働きも持っていたことは既に指摘されているが、⁽⁵⁾それは古代文書を目の前にした近世人においても同様であったはずである。⁽⁶⁾皆川完一氏は古印に対する関心が深まっていたことを示す一例として、享保6(1721)年に寺社奉行が東大寺に対して天皇御璽と官印のある文書の目録と原本の提出を命じたことを指摘されており、⁽⁷⁾その頃には既に古印への関心が広範囲に存在していたことが知られる。

第二に挙げられることは、篆刻界において「印聖」高芙蓉が出現し、復古体を広めたことである。高芙蓉は享保7(1722)年生まれで天明4(1784)年に没した印人であり、名を孟彪、字を孺皮といった。芙蓉はその頃中国からの舶載印譜を通じて知られるようになった古銅官私印の芸術性に注目し、日本古代官印の字体にも通じる復古体を広めた。⁽⁸⁾彼は藤貞幹や柴野栗山・市河寛斎らとも交流があった人物であり、その存在が古印研究・古印譜作成に与えた影響は大きいと思われる。後で触れるが、芙蓉自身も古印摸本を作成したと言われている。

また、朝廷内における動向も見過ごすことができないであろう。『続史愚抄』寛保3(1743)年7月25日条によれば、太政官印の古様の写しが御庫より出来したため、それに基づいて太政官印を新造すべきか否か、議論がなされている。これは当時の朝儀復興の流れに沿ったものとして理解できるであろうが、高芙蓉が坊城菅公(東坊城綱忠か)に典故朝儀の学を学び、藤貞幹も高橋宗直に儀式故実を学んで裏松固禪の『大内裏図考証』撰述に協力したことが知られているように、印人・印譜作成者と公家との間には深い交流があり、互いに影響を与えていたことが想像される。

以上のような状況の中で日本古印譜が作成されるようになっていったのだが、以下、具体的に印譜を取り上げて紹介していくことにする。

②……………松崎祐之作成印譜

現在確認される最も古い日本古印譜は、松崎祐之(蘭谷)によって作成された『印譜』である。これは正徳癸巳(3<1713)年冬の自序を持つもので、自筆本が大東急記念文庫にある[3-22-1537]。同書には内印・外印を始めとして諸国印や寺印・武将印・外国印などの印影34印が模写によって収録されているが、このうち主に古代に関わる冒頭からの14印を別表に掲げた(表1)。著者は丹波の篠山藩士で、伊藤仁斎の門人でもあり、享保

表1 松崎祐之『印譜』掲載印影一覧(15以降は省略)

	印文	按文	等	表番号
01	天皇御璽	天平寶字封戸勅	東大寺蔵	9カ
02	内侍之印	嘉祥二年位記	園城寺蔵	361
03	太政官印	天長十年度牒	園城寺蔵	46-48
04	太政官印	元久二年官符	祇園寶壽院蔵	-
05	太政官印	正和二年度縁牒	東福寺蔵	-
06	伊賀國印	天平勝寶庄券牒下同	東大寺蔵	430カ
07	越仲國印			563カ
08	山城國印	延暦廿三換地牒	東大寺蔵	399
09	大和國印			411
10	左京之印	天平勝寶奴碑牒	東大寺蔵	371?
11	施薬院印	長治二年施薬院牒	東大寺蔵	853
12	僧綱之印	延暦廿三換地牒	東大寺蔵	862
13	造東寺印	天平勝寶封戸牒状	東大寺蔵	899
14	秦公寺印	廣隆寺資財帳		1178

※印文の読みは印影より筆者が判読したもの。原本に記される印文の読みについては省略した。「表番号」は「日本古代印文集成一覧」(国立歴史民俗博物館編・発行『日本古代印集成』1996年)において対応する印影の番号(表2も同じ)。

20(1735)年7月9日に62歳で没した。『本朝歴史徴』『本朝歴史目録』『山陰雜事』『篠山志』等の著作があるが、なかでも花押を集成した『古押譜』は日本古典全集に収められて流布している⁽¹²⁾。しかしこの『印譜』はあまり知られることはなかったと見え、他に写本を見出せず、以後の日本古印譜にも参考とされることはなかったようである。

③……………伝藤原惺窩所輯, 成慶増補印譜

この印譜については、根岸武香「日本古印譜解題」に、「古官印譜 一冊 藤原惺窩の輯る所、後南都戒壇院僧成慶増補せしもの。内印より始め、三十九面を載す、寫本也。」と記されており、長谷川延年『博愛堂集古印譜』凡例にも「皇朝古印譜有数種。藤原惺窩先生所輯古印摹本一卷・源孺皮所輯古印摹本一卷、此二書今多不傳。藤貞幹因此二書校訂増補著集古印譜一卷。」と見える⁽¹⁴⁾。

また明治30(1897)年の序跋を持つ郷純造編・中井敬所評定『印譜考略』附録にも「むかし惺窩先生、古官印譜をつくる。成慶和尚の模写に係る。本邦印譜の濫觴となす。いま流伝の本は多くその真を失い、取るに足らざるなり。」と記されている。

以上に指摘されている藤原惺窩所輯印譜は、管見の限りではあるが、現在見出すことができない。成慶の印譜についてはその転写本が多和文庫(『古印譜』)⁽¹⁶⁾と東京国立博物館(『皇朝古印譜』中井敬所旧藏品〔2360-48〕)に蔵されている。⁽¹⁷⁾いずれも天皇御璽以下太政官印や諸司の印・国郡印・寺印47印の模写印影を掲載し「以上数十印係東大寺宝庫古文書所印者也」⁽¹⁸⁾と記した後、さらに寺印印影を7種掲載する(表2参照)⁽¹⁹⁾。末尾には本奥書として「右古印譜一冊係前戒壇院長官成慶和尚所集摹而北林院成果法印閲校、此本乃其重写者也。」⁽²⁰⁾とあり、さらに多和文庫本には「安永丁酉五月、以撰津四天王寺明静院蔵本摸寫。」と見え、蔵書印より高松藩士であった寺井肇(天明7<1787>年~嘉永7<1854>年)旧蔵であることがわかる。一方、東博本は「寛政二年借抄於橘茂喬。中良志。」との奥書があり、同書の中井敬所による貼紙にも記されているように、『桂林漫録』を著わした桂川中良(宝暦4<1754>年~文化5<1808>年)の書写本であった。先に掲げた解題等が挙げる藤原惺窩所輯成慶増補印譜とはこの書を指すと考えて良いと思われるが、しかしそこには惺窩のことは全く記されていない。この点はどうか考えたら良いであろうか。

一つの可能性としては、印譜には記されていないものの、実際には惺窩作成印譜を増補したものであったということが考えられる。確かに成慶は藤原惺窩の著作を書写していることが確認され、可能性としてあり得ないことではない。けれども成慶印譜の内容を検討する限り、東大寺文書によって採録したと考えられる印影ばかりであり、同書は本奥書の述べる通り、成慶によって作成されたと考えるのが妥当であろう。⁽²⁴⁾

一方、貞幹自筆の「秘蔵書目」や佐々木春行が貞幹没後に譲り受けた遺品の目録である「無佛齋遺傳書領目六」にはそれぞれ「古印章模本」^(マ)「惺窩先生模本」^(マ)、「惺窩先生古印摹本」^(マ)「猪近光寫 一冊」と記されており、⁽²⁵⁾また『好古小録』上 金石〔一〕にも次のように記されている。

余髫髻年、一友人ノ家ニシテ、古印一ヲ摸写ス。古度牒ニ所用ノ外印ナリ。又或人ノ家ニシテ、惺窩先生自ラウツス所ノ古印模本一卷ヲ得。其後、古文書印ヲ用ル者アレバ、輒ク摸シテ百余ニ及ブ。就中=大宝ノ勅書所用ノ内印、天平ノ比ノ内印、及乾政官印、遣唐使印、遣新羅使印、造平安宮城職印、建武御璽⁽²⁶⁾文曰建武之宝。篆體精好、製作絶佳、皆唐人ノ気アリ。

さらに貞幹の日本古印譜の一つ『集古図統録』には「惺窩先生(古印)模本」によって掲載した印影が幾つか掲載されている。たとえば、ある太政官印について「此印見惺窩先生古印模本。貞幹按、大寶三年勅書所用内印及大學寮印以古尺度之。内印方三寸、大學寮印方二寸二分。而此印方二寸五分。大寶制令之時所鑄可知矣古尺即晉前尺。」と、また乾政官印について「此印惺窩先生模本」などと記されている。⁽²⁷⁾言うまでもなくこの太政官印や乾政官印は偽印である。

以上の点から推測すれば、少なくとも貞幹生存時に藤原惺窩作成と伝えられる日本古印譜が存在したことは確実と考えられるが、その印譜の内容は成慶印譜とは異なり、極めて疑わしい印影が含まれていたものであった。この印譜が貞幹自身によって作成されたのか、あるいはそれ以前に偽作されていたものであったのかは明らかでないが、あまり一般には広まらないままそれが存在するという噂ばかりが流布していく一方、成慶作成の印譜が転写を重ねて知られるようになり、そこから

表2 成慶印譜掲載印影一覧

	印文	按文	等	表番号
01	天皇御璽	保延六年十一月十九日	東大寺宝蔵	21
02	天皇御璽	天平宝字四年七月廿三日	東大寺宝蔵	9
03	大神宮印	延長七年七月廿一日	伊勢太神宮司勘文所印	1239カ
04	天皇御璽	延享五年六月二十九日	所安捺于入道無品親王之官牒	—
05	天皇御璽	天皇御印内豎丹後守世々 匪其家蓋神璽者是具形状如此 予先是在京師時就 伊藤長堅所摹本再摹勒爾平維章識朝野雜記一		—
06	太政官印	貞觀十八年南淵年名宣旨		62カ
07	太政官印	延長二年八月廿日昌泰二年三月廿八日	太政官牒 東大寺	101・136
08	僧綱之印	延曆廿三年		862カ
09	僧綱之印	從承和五年至貞觀六年		864-877カ
10	左京之印	天平感宝元年六月廿日	統日本紀卷三云慶雲元年夏四月甲子令鍛冶司鑄諸國印以下諸印恐其時所鑄	371カ
11	山城國印	山城國司 參議右衛門督從四位下兼行守藤原朝臣		399
12	大和國印	延曆廿三年六月廿日 大和國司 覆檢知實 參議正四位下行春宮大夫兼近衛中將式部大輔守藤原朝臣		411
13	宇治郡印	天平廿年八月廿六日		763
14	宇治郡印	承和十四年六月廿七日		767
15	山背國印	疑山城國印 天平廿年八月廿六日		398
16	十市郡印	天平宝字五年十一月廿七日		792
17	添上郡印	正曆二年三月十四日		773
18	伊賀國印	天平宝字二年十一月廿八日	伊賀國司解案所印	431
19	摂津國印	天平勝宝八年十二月廿六日	從三位行大夫文屋真人智努島上郡水成瀬二所勘文所印	426
20	伊賀國印	天平感宝元年六月廿四日	史生從七位下大石村主大鯖	429
21	阿拜之印	天平勝宝三年四月十二日		796
22	□	天平勝宝元年十一月廿一日	植殖郷長解券状所印	1370
23	下総國印	天平勝宝三年五月廿一日		495
24	近江國印	天平十八年七月十一日		512
25	元參論印	天長元年十月十一日	近江國愛智郡大國郷高野村申賣進地解状所印	1126
26	美濃國印	天平勝宝二年四月廿二日	美濃國司解状所印	522
27	越前國印	天平神護二年九月		556カ
28	越前國印	天平宝字八年二月九日		554
29	越前國印	天平勝宝七歳三月九日		550
30	足羽郡印	天平神護二年九月		834カ
31	足羽郡印	天曆五年十月廿三日		836
32	坂井郡印	天平宝字二年正月十二日		837
33	越前國印	天平宝字三年十一月十四日	神護景雲元年十一月十四日	563・573カ
34	丹後國印	天平勝宝元年十二月十九日	丹後國司解状所印	592
35	但馬國印	天平勝宝二年正月		597カ
36	因幡國印	天平神護元年四月廿八日	因幡國司解所印	601
37	因幡國印	承和九年七月廿四日		605
38	高艸郡印	天慶三年九月二日		842
39	因國師印	天平神護元年四月廿八日	因幡國師牒東大寺三綱務所牒所印	752
40	阿波國印	天平勝宝八歳十一月五日		650
41	阿波國印	承和七年六月廿五日		652
42	造東寺印	天平勝宝四年十月廿五日	東大寺造司解牒三綱所封一千戸公驗所印	899
43	造東大印	永曆元年八月日	東大寺牒越後國衙牒	926
44	東大寺印	正曆二年三月十四日		965カ 966カ
45	東大之印	寛治七年十月十一日		1087-1090カ

	印文	按文等	表番号
46	東寺司政	東寺司○印文不明 延暦廿三年六月廿日	1114
47	東大之印	東大寺温室田施入帳所印	1094カ
		以上数十印係東大寺宝庫古文書所印者也	
48	東大寺印	天平十二年大乘同性經所印	—
49	尊勝院印		1116?
50	施薬院印	永万年十二月使侍醫兼権針博士丹波朝臣 仁安元年十二月使侍醫丹波朝臣 仁安二年十二月使兼侍醫丹波朝臣 白散送文所用	854・855・856
51	観脩里印	観世音寺三綱等解状所用 寛治八年二月九日船越御庄府國使入勘免判	—
52	観脩里印	長元六年四月十六日把岐御庄中島公駿 承保四年九月諸封庄勘反田免判 観世音寺牒大府衙 長元八年六月廿日寛弘三年十一月 長徳四年十一月五日保安元年六月廿八日権知事從儀師浄峯大宰府從二位行権中納言兼権源朝臣少貳兼筑前守從五位下源朝臣 天正三年十一月廿四日別當少○藤原朝臣在判兼仗長清原○藤原高階理家	1221
53	詮傳燈印	法華義記卷六所印 天福二年正月十二日大法師光曉所跋 尊勝院藏	—
54	華嚴供印	華嚴畧疏刊定記所印年号不詳	—

※印文の読みは印影より筆者が判読したもの（観脩里印は高島英之氏による）。原則として原本の印文の読みについては省略したが、特に触れる場合には「按文等」の欄に記した。

元来は藤原惺高が作成した印譜を成慶が増補したとの伝も生まれたのではないだろうか。偽印譜が惺窩作とされたことは、当時の学問の権威者であったことから仮託されたものと考えられるであろう。⁽²⁸⁾

ここで実際に日本古印譜を作成した成慶について述べておくことにする。成慶については樋口秀雄氏が論文で触れられているように、東博本の末尾に中井敬所宛の延命寺（現大阪府河内長野市所在）住職上田氏からの書簡が貼り込まれており、そこに簡単な履歴が紹介されているが、東大寺薬師院文庫所蔵『戒壇院住持次第』（東京大学史料編纂所所蔵写真帳〔6170.65-6-99〕によった）にさらに詳しい経歴が記されている。それによれば、成慶は宝生院とも号し、貞享2（1685）年10月10日の生まれで元禄8（1695）年に11歳で新禅院に入った。その後受戒し戒壇院年預等を経て享保8（1723）年に真言院において伝法灌頂を再興し、同10年には戒壇院の再興を企て、靈雲寺（江戸湯島）の慧光を請じてその復興に尽力した。宝暦4（1754）年6月2日に没したという。⁽³⁰⁾先に述べたように、享保6年には寺社奉行が東大寺に対して押官印文書の目録と原本の提出を命じており、そうしたことを通じて成慶が印影に関心を持った可能性が考えられる。なお、印影を摸したという成果については、『東大寺寺務統譜（東大寺別当譜・東大寺別当次第）』の著作があることが知られている。⁽³²⁾

（付論）成慶集摸の奥書を含む印譜

先に挙げた成慶印譜の他、それとは異なるものの、先に掲げた成慶集摸の奥書を本文中に記す印譜が存在する。現在のところ、京都大学附属図書館所蔵『本朝印譜⁽³³⁾』及び宮内庁書陵部所蔵『本朝印譜』と、無窮会図書館所蔵『諸家印譜』を見出している（いずれも摸写印譜^(備1)）。このうち、京大本は本文第1丁ウに「左京 藤原貞幹輯／東叡 源維良摹／右以源維良之原本，文化乙丑春祝部希烈摹之。同年冬十月／藤原詮章昇平摸写」と見え、また巻末には「右本朝印譜一冊藤原貞幹之輯，維良之摸写云／日吉松韻軒以星船子生源寺玄蕃頭祝部希烈之摸之本令書写之。然其印畫難悉分閱，故採其

図形而已。可有多誤乎／于時文化龍集乙丑孟冬摹之」^(補2)との奥書を持っている。同書の前半部分は貞幹の『集古図統録』である(但し配列は乱れている)が、「追加」と記された後半部分は別の印譜であり、その中に「右古印譜一冊係前戒壇院長官成慶和尚所集摹而北村院成果法印闕校、此本乃其重写者也。」^(ママ)「以上数十印係東大寺宝庫古人書所印者也」^(ママ)という記載が見えている。その前後には成慶印譜に基づくと思われる印影が見られるが、必ずしもそれだけでなく、また成慶印譜の印影のすべてが見えるわけでもない。書陵部本も京大本と同じ系統で、冒頭部分には「左京 藤原貞幹輯／東叡 源維良摹／右以源維良之原本，文化乙丑春祝部希烈摹之。又以祝部希烈本藤原詮章摹之。／右以藤原詮章本寫之。／文政六癸未年孟冬／侍從(雅壽王花押)」とあり、巻末には京大本とほぼ同文で年月日部分のみ「于時文政六癸未年孟冬摹之」とした奥書がある。これから見れば、京大本の転写本が書陵部本であるかのようであるが、両者には印影の配列等にかかなりの異同がある。京大本の本文第2丁オに記される「集古圖續録」の標題が書陵部本には見えないことからすれば、書陵部本は詮章本を直接写したものではないと考えられる⁽³⁴⁾。ともかくも問題となるのは、この『本朝印譜』から『集古図統録』を除いた部分であるが、現在のところ、はっきりとした決め手はない。けれども、たとえば、「真」の印影について記される「元文中土中ヨリ掘出。先年柴栗山ヨリ松平越中守⁽³⁵⁾入一見。」といった、藤貞幹輯・源惟良摸の信憑性を高める記述もあり⁽³⁶⁾、貞幹が印譜や印影を蒐集しながら書き込んでいった、いわば印譜・印影のメモ帳であった可能性が考えられる。だとすれば、貞幹も成慶印譜を目にし、それを模写して自分の印譜に取り込んでいったということになる⁽³⁷⁾。

一方、無窮会本『諸家印譜』の印譜部分は京大本・書陵部本『本朝印譜』とは全く別種であり、どこまでが伴直方の蒐集によるものかは明らかでないが、別に流布していた成慶印譜を参考にしたと見て良いであろう。

これらの印譜の詳しい検討は今後の課題としたい。

①……………高芙蓉古印摸本

次に高芙蓉の古印摸本について述べることにする。これは●で引用した『博愛堂集古印譜』凡例の「源孺皮所輯古印摹本一卷」に相当する。芙蓉については、『好古小録』上 書画〔二〕に「天平□年□月解⁽³⁸⁾殘欠。廿年前，源孺皮ノ家ニ於テ一展翫ス。其書，薛稷ニ似タリ。」と見え、また貞幹の書簡中にもしばしば登場しており⁽³⁹⁾、貞幹が印譜を作成するにあたって参考にしたという伝は事実とみて良いだろう。芙蓉の作成した日本古印譜については、『考古学雑誌』1—7(1911年)に掲載された「図南軒法書統帖」に記されている。以下にそれを掲げる。

圖南軒法書統帖と云ふものは、其の奥書に「此本與予所持本有故而取替畢，故為後証加奥書也，從四位下若狹守紀宗直印」とあつて、もと紀家に傳來したものである。然るに今は石井泰次郎氏の珍襲するところとなつて居る。石井氏の談に、帖は数帳あると云ふことである。余輩は本年一月の集古會席上で、同氏出品の三帖を見た。内二帳は鴨毛屏風の詩語を實大に臨摹したもので、上下に分れて居る。下帖の巻末に「鴨毛屏風全文一座各九十六字，明和五戊子年二月謹影，左京藤貞幹印」とあるので、其の筆者は明白である。又他の一帖は古印叢で、巻首に柴野栗山先生の序文がある其の文曰「紀若州先生合高孺皮藤子各二子之所摹輯古印章一帖以藏焉，

(中略……筆者による) 壬辰四月初六日柴邦彦謹識印」とあつて、此の古印叢は藤貞幹高孺皮両氏の摹輯せるものを、更に合輯したものであることが分る。而して貞幹のは則ち埋麝發香を指すのである。高孺は芙蓉のは多分、采眞印譜古今印選招印叢などから古印だけを集めたものと思はれる。兎に角珍本である。(春嶺)

春嶺氏が挙げた芙蓉の印譜のうち、『采眞堂印譜』は委嘱者植田華亭の編になる芙蓉刻の鈴印譜であり、『古今印選』も明方元孚撰島本鳳泉模刻本なので、古印章の摸古印譜ではあり得ない。『招印叢』は明らかでないが、『和漢印尽』を修刪したもので『摺印補正』のもとになったとされる『摺印叢』のこととすれば、やはり古印章の摸古印譜とは異なる。石井泰次郎氏の旧蔵書は現在魚菜文庫として慶応大学図書館所蔵となっているが、その目録である『慶應義塾図書館蔵 魚菜文庫(旧称石泰文庫)目録』⁽⁴⁰⁾には該当しそうなものは見えない。同目録によれば、石井氏の蔵書の多くは関東大震災・戦火により焼失したとのことなので、この『図南軒法書統帖』も現存しない可能性が高いであろう。管見の限り、他に高芙蓉作成の日本古印譜は見出せず、その内容をすべて明らかにすることはできない⁽⁴²⁾が、『集古図統録』には応和三年牒等の「太政官印」印影について「源孺皮曰、永観三年二月牒所用官印漫滅不能摸。」と見える⁽⁴³⁾。また、紀止の摸写印譜『本朝古印統録』(岩瀬文庫所蔵 [72-43])に「芙蓉軒摸本」「菡萏居摸本」「富士山房摸本」と注記する印影があり(表3参照)、これらはいずれも芙蓉の印譜より転写したものと考えられる⁽⁴⁴⁾。この他、茅原虚斎の『茅窓漫録』は高芙蓉が藤原鎌足の印(印文「鎌足之印」)を手録したと伝えている⁽⁴⁵⁾。以上のうち、鎌

表3 紀止編『本朝古印統録』に見える高芙蓉摸本印影

番号	印文	按文	備考
2	天皇御璽	天平勝寶八年 芙蓉軒摸本	別に無佛齋摸本印影も掲載
3	天皇御璽	天平寶字四年 芙蓉軒摸本	
6	天皇御璽	延享六年 芙蓉軒摸本	
10	乾政官印	芙蓉軒摸本	別に無按文の印影も掲載 偽印
12	太政官印	弘仁年月 芙蓉軒摸本	別に藤氏摸本印影も掲載
14	太政官印	宗直朝臣摹本於芙蓉軒摸之	別に無佛齋摸印影も掲載
19	太政官印		
20	太政官印	右二印芙蓉軒摸本不書年月按從壽永至正嘉之印傳寫有異同矣	
21	太政官印	此印芙蓉軒摸本不書年月不可考	
24	民部之印	芙蓉軒摹本	
25	宮内省印	芙蓉軒摸本	偽印
32	内侍之印	芙蓉軒摸本	
40	近江國印	芙蓉軒摸本	別に藤氏摸本印影も掲載
50	伊賀國印	芙蓉軒摸本	別に藤氏摹本印影も掲載
52	尾張國印	芙蓉軒摸本	別に藤氏摹本印影も掲載
59	日向國印	芙蓉軒摸本	偽印
60	太宰府印	芙蓉軒摸本	別に藤氏摸本印影も掲載 偽印
80	豊受宮印	芙蓉軒摸本	
81	内宮政印	同上	別に古摸本印影も掲載
90	藤	富士山房摹本	
92	愛	菡萏居摸本	
103	賀	富士山房摸本	別に藤氏摹本印影も掲載

※番号は印譜中の印影掲載順序を示す(印譜中には按文のみで印影が見られないものもあるが、それらは除いた)。明らかに偽印と考えられるものは備考欄にその旨を記した。

足之印については貞幹も採録していないことから、擬古印として作られたものである可能性が考えられるが、その他にやはり明らかな偽印を含んでいる点は注目されて良いだろう。

小 括

以上、貞幹以前に作成されたと考えられる日本古印譜について取り上げてきた。これらのうち松崎祐之作成印譜は広く知られることはなかったものの、他の印譜については貞幹の印譜研究に大きな影響を与えたものと推測される。貞幹印譜との関係の検討は今後の課題であろう。

日本古印譜の作成が活発化するのには貞幹の研究が知られるようになってからであり、それ以前には限られた数の印譜しか作成されていなかったと考えられるが、それとても悉皆調査をするにはいたらず、既に知られているごくわずかな印譜を調査し得たにすぎなかったが、今後も調査を続け、随時補正を行なっていくことにしたい。また印譜の作成者が印譜を作成するにあたって行なった文書や印影調査についての問題についても、今回は全く検討を加えることができなかった。この点も今後の検討課題とすることとしたい。

註

(1)——日本古印譜全般についてのある程度まとまった専論としては、管見の限り、樋口秀雄「日本古印研究史—日本古印の印譜をめぐって—」(木内武男編『日本の古印』二玄社 1964年 原論文1963年)が唯一である。その他わずかに、藤貞幹の古印譜について清野謙次「藤貞幹「六種図考」と「七種図考」」(『日本人種論変遷史』小山書店 1944年)等や松尾芳樹「藤原貞幹の『六種図考』と『七種図考』」(『京都市立芸術大学芸術資料館年報』2 1992年)があり、また穂井田忠友の印譜について皆川完一「正倉院文書の整理とその写本」(日本古文书学会編『日本古文书学論集』3 吉川弘文館 1988年 初出1972年)が挙げられるくらいである。

(2)——文書の伝来の経緯や文書・印の真偽判定、偽文書・偽印作成の過程などを明らかにすることができ、また現在所在不明な文書についての情報を得られることもある。例えば、前掲皆川「正倉院文書の整理とその写本」は穂井田忠友の正倉院文書整理と彼の印譜『埋麝発香』との関連を指摘し、石上英一「弘福寺文書の基礎的考察」(『古代荘園史料の基礎的研究』上 塙書房 1997年 初出1987年)は藤貞幹本『東寺文書』に収録されている『大日本古文书』未収の天平宝字2年5月19日近江国司牒に近江国印が捺されていたことを『集古図統録』によって指摘している(61頁)。筆者が気づいた事例としては、これまで「遠江倉牒」としか知られていなかった「遠江倉印」押印文書が、根岸武香『日本古印史稿本』

(国立国会図書館所蔵[別9-11]-□内は架番号、以下同一)巻4・中井敬所『鑑古集影』第1冊(東京国立博物館所蔵[2360-1]。文書の写しも一部掲載する)によって、「無年月遠江水口里坪付断簡」であることが判明したことなどが挙げられる。

(3)——森繁夫『古筆鑑定と極印』(1943年 後臨川書店復刻)、小松茂美『古筆』(講談社 1982年)等参照。

(4)——相田二郎「江戸時代における古文書の探訪と編纂」(著作集3『古文書と郷土史研究』名著出版 1978年 初出1939年)、新田英治「古文書の探訪と編纂」(『書の日本史』9 平凡社 1976年)、坂本太郎『日本の修史と史学』(至文堂 1968年、のち著作集5所収 吉川弘文館 1989年)、川瀬一馬「わが国における書籍蒐蔵の歴史(前編)」(『かがみ』特別号 1987年)等参照。

(5)——上島有「古文書の様式について」(『史学雑誌』97-11 1988年)52~53頁。

(6)——藤貞幹は『好古日録』77歴世文書の項で「謂、古文書三等ノ品アリ。印ヲ踏セル文書第一トスベシ。白紙文書此ニ次グ。当時ノ摸本又、此ニ次グ。」と述べている(『日本随筆大成』新版〈第一期〉22 吉川弘文館 1976年 131頁)。

(7)——前掲皆川「正倉院文書の整理とその写本」37頁。

(8)——高芙蓉については、神野雄二編著『高芙蓉の篆刻』(木耳社 1988年)や水田紀久「高芙蓉とその一

派「高芙蓉」(いずれも『日本篆刻史論考』青裳堂書店1985年 初出は順に1966年, 1981年), 中田勇次郎「日本篆刻史」(同編『日本の篆刻』二玄社 1966年)等参照。ちなみに藤貞幹は芙蓉の篆刻を「絶伎」と評している(『好古日録』118絶伎の項。149頁)。

(9)——高芙蓉墓碣銘。前掲神野『高芙蓉の篆刻』342~344頁, 前掲水田「高芙蓉とその一派」133~136頁に翻刻がある。

(10)——吉澤義則「藤貞幹に就いて」(『国語説鈴』立命館出版部 1931年 初出1922年)等参照。柳原紀光は『大内裏図考証』は貞幹が大略作ったのであり, その没後に貞幹宅より取り寄せて補った巻もあるとの説を伝える(『閑窓自語』中37。『日本随筆大成』新版〈第二期〉8 吉川弘文館 1974年 322頁)。また貞幹著『錢幣私記』によれば, 貞幹が桃園天皇に古銭を天覧に入れ, 説明するという事があったという(増尾富房翻刻「錢幣私記(抄)」『藤原貞幹追悼号』藤原貞幹友の会 1996年 73頁)。

(11)——その他, 印に対する関心の前提として, 近世に入り, 庶民にいたるまで印の使用が普及したこと(石井良助『印判の歴史』明石書店 1991年, 旧題『はん』学生社 1964年, 参照)も挙げられるかもしれない。なお, 樋口秀雄氏は考証的態度は稀薄だったとするものの, 藤貞幹以前に神社仏閣の印影蒐集が広く行なわれていたことを指摘されている(前掲「日本古印研究史」159頁)。

(12)——以上, 佐村八郎『増訂国書解題』(六合館1927年増訂改版)上637頁, 日本古典全集『古押譜』(日本古典全集刊行会 1929年)解題, 『国書人名辞典』4(岩波書店 1998年)390頁参照。

(13)——『考古界』1—4 1901年。前掲根岸『日本古印史稿本』巻1の凡例には「一皇朝印譜ノ撰アル, 蓋シ藤原惺窩官府ノ古印ヲ集メテ, 一巻ト成スニ濫觴ス, 寶永中南都戒壇院ノ成慶和尚此書ニ因テ臨摹再輯シ, 又高芙蓉ノ古印摹本アリ, 俱ニ傳本甚鮮シ, 後チ藤原貞幹二書ニ因テ増輯補益シ, 皇朝古印譜ヲ著ス,」とある。

(14)——長谷川延年『平安・鎌倉・室町・江戸秘奥印譜』(国書刊行会 1992年。同書は安政4(1857)年刊・万延元(1860)年自筆訂正本『博愛堂集古印譜』(国会図書館所蔵(別9-12))の影印本。以下『博愛堂集古印譜』と称することにす)3頁。

(15)——水田紀久訓読「印譜考略」(前掲中田編『日本の篆刻』所収)259頁によった。

(16)——国文学研究資料館所蔵マイクロフィルム [271-126-9, S818] によって閲覧した。

(17)——その他, 後で触れる京都大学附属図書館所蔵『本朝印譜』[5-18シ3]及び宮内庁書陵部所蔵『本朝印譜』(白川本 [355-135]), また無窮会図書館所蔵『諸家印譜』(井上頼圀旧蔵本 [神習12232])にも, 後掲する本奥書が印譜の中途に記されている。

(18)——東博本では「十」字が誤脱。

(19)——東博本はさらに「古銅印」北条文蔵本飾所蔵」として「百斎寺印」を押捺している。

(20)——多和文庫本は冒頭扉裏にも「大和東大寺戒壇院沙門成慶集」と記されている。

(21)——なお, 同本には中良による書き込みや蔵書印も見られる。中良が同書を借りた橘茂喬とは印人で高芙蓉の門人であった初代浜村蔵六(享保20<1735>年~寛政6<1794>年)のこと。

(22)——前掲樋口「日本古印研究史」160頁。

(23)——太田兵三郎「藤原惺窩集巻上解題」(国民精神文化研究所編『藤原惺窩集』上 思文閣出版 1978年復刊 初版1941年)78頁。

(24)——ただし同印譜が5番目に掲載する「天皇御璽」には平(篠崎)維章(東海)の案文が付されているが, 彼は貞享4(1687)生まれ元文5(1740)年没の儒学者で, 林家とも関わりを持っており(『国書人名辞典』2 岩波書店 1995年 435頁等参照), 林家の人間が印について記した書を成慶が参考にした可能性は考えられる(なお『朝野雜記』については『国書総目録』は正徳元年成立とするが, 国会図書館本 [214-133] によったところ, 本文中に享保年間の記述が見える)。実際, 前掲無窮会本『諸家印譜』は伴直方(寛政2<1790>年~天保13<1842>年。直方については森潤三郎「伴直方伝の研究」伝記学会編『国学者研究』北海出版社 1943年, 参照)編・旧蔵本で, 印譜だけでなく書跡の写しや出土遺物の図など雑多な内容となっているが, 書跡部分に林羅山の奥書を持ち, また本文の前の遊び紙に羅山の四男林靖(読耕斎)(寛永元<1624>年~万治4<1661>年)の蔵書印が貼られていたりもしているなど, 林家にも印譜が伝来していた可能性が考えられる(ただし同書の印譜部分には, 明らかに林靖よりも後の時代のもつと見られる記載が成慶印譜の奥書も含めて多々見られ, 仮に林靖作成部分があったとしても, ごく一部に限られるとすべきであろう。なお註(28)も参照)。

(25)——前掲吉澤「藤貞幹に就いて」118・286頁。吉澤氏の付した番号はそれぞれ39, 286。なお狛近光は窪姓で, 元禄2(1689)年生まれ宝暦2(1752)年没(正宗敦夫編纂・校訂『地下家伝』上 自治日報社 1968年 初刊

1938年 562頁)。『好古日録』49項は近光が古尺を模造したことを伝え(114頁)、『集古図』巻3にも近光所伝小尺が掲載されている。

(26)——『日本隨筆大成』新版〈第一期〉22(吉川弘文館 1976年)163頁。なお割註表示の箇所はポイントを落として示すことに代えた。

(27)——『集古図統録』は宮内庁書陵部本(壬生本(250-118))によった。『歴代外印鑄造私考』や『博愛堂集古印譜』78・82頁にもほぼ同文の記述が見える。この他、『秘奥印譜』は「古墓本 陸奥州膽澤郡府址所蔵惺窩先生所傳寫」として「鎮守府印」を掲載し(285頁。『考古学雑誌』1—5 1911年、も中井敬所摸写によって同印影を掲げる)、大竹蠶翁編の摸刻印譜『令號璽史』(天保7〈1836〉年田澤仲舒序。国会図書館本〔841-200〕によった)も「(古)官印譜」を出典として幾つかの官印を掲載する。また書陵部本『本朝印譜』では「妙壽院傳寫本」として素性の疑わしい「太(大)宰府印」を2種掲げる(妙壽院は惺窩の居所及び別号)。墨山先生(余延年。高芙蓉の門弟)蔵書水野清孝摸写の『国朝公私古印譜』後編乾卷(岩瀬文庫所蔵〔101-58-2〕)にもいわゆる大宝の「神祇官印」(偽印)について「妙專(壽の誤り)院傳寫」と見える。おそらく貞幹の印譜の中で古模本によったとして掲載される印影が、伝惺窩印譜によったものと考えられる。

(28)——なお、林屋辰三郎「多和文庫本日本後紀の偽作過程に就いて」(『日本史研究』3 1946年)によれば、偽書の『日本後紀』に惺窩自署の奥書ありと称せられているものがあるという。裏松固禪作の改正殿舎図草稿が梨木祐之作と言われていた(『無佛齋手簡』三村清三郎ほか編『日本藝林叢書』9 六合館 1929年 29頁)ように、このようなことは当時しばしばあったことであろう。また『令號璽史』や柏木政矩編の摸刻印譜『集古印史』巻1(凡例に慶応2〔1866〕年正月16日識とある。国会図書館本〔841-195〕等)には注(24)で触れた篠崎東海の『朝野雜記』による案文が付されたものと同印影と思われる「天皇御璽」について、それぞれ「林大学頭所蔵古官印譜。按朝野雜記云、内豎丹後守世々匪其家。就伊藤長堅所摸本再摸勒者。四天王寺明静院藏本戒壇院長官成慶輯摸而北林院成菓所重写者皆与此同。」「林家所蔵古官印譜所載。戒壇院長官成慶所輯摹同之」との案文が付されており、あるいは成慶印譜が林家にも所蔵され、そこから惺窩作との伝が生まれた可能性も考えられよう。

(29)——十一月廿八日の日付を持つ。先に指摘した同書中の桂川中良についての中井敬所の貼紙には「明治乙

酉」とあるので、おそらく明治18(1885)年頃と考えられる。

(30)——成慶が戒壇院を復興したことは、『南都東大寺戒壇院略縁起』(『大日本仏教全書』東大寺叢書2所収)にも記されている。

(31)——ちなみに享保6年に作成された『東大寺古文書目録』(『続々群書類従』16所収)に指摘されている印影は数多く存在する天皇御璽と太政官印を除けば、酒人内親王家印以外すべて成慶の印譜に収録されている。なお、享保頃に法隆寺の僧侶良訓が主に同寺伝来の古物について記した『法隆寺良訓補忘集』にも東大新禪院成慶としてその名が見える(『続々群書類従』11 532頁)。

(32)——堀池春峰「東大寺別当次第」(角田文衛編『新修国分寺の研究』1 吉川弘文館 1986年)292頁。『東大寺寺務統譜』(東京大学史料編纂所・宮内庁書陵部所蔵本によった)は明和5(1768)年の序を持つ。

(33)——外題には「集古圖續録」とあるが、それは前半部分であり、扉題の「本朝印譜」を採るべきであろう。

(34)——なお、京大本も書陵部本より誤字が目立つ箇所(註(35)参照)があり、詮章本そのものではない可能性が高い。

(35)——京大本には誤字があり、ここでは書陵部本より引用した。

(36)——貞幹と柴野栗山との交友関係については、前掲吉澤「藤貞幹に就いて」等参照。源惟良は高芙蓉の門人で、貞幹の私印「叔蔵」を刻したり『無佛齋印譜』を作成したりしている(中井敬所『日本印人伝』水田紀久訓読校注 前掲『日本の篆刻』所収 286頁、『書道全集』別巻II印譜 日本 平凡社 1968年 85・129頁等参照)。同書はこの他、「栖鶴洞寶」「延享」「皇統文庫」の印影について「寛延二年己巳六月六日彫進」と注記しており、これが事実とすれば貞幹(もしくは惟良)が桜町天皇の蔵書印を彫ったことになるなど、多々興味深い記述が見える。

(37)——この他、成慶の奥書は見出せないものの、寛政12(1800)年9月下旬書写の奥書を持つ岩瀬文庫所蔵『国朝公私古印譜』後編乾卷・坤卷や、文化14(1817)年夏に菅原(垣本)雪臣が自分が蒐集した印影のうち貞幹が摸刻した印譜(『公私古印譜』)に掲載されるものを除いてまとめたという多和文庫所蔵『古印冊』(国文学研究資料館所蔵マイクロフィルムによった〔271-44-4, S 784〕)にも、内容的に京大本・書陵部本『本朝印譜』と重なる印影を見出すことができ、系譜関係が想定される。

(38)——178頁。

(39)——前掲「無佛齋手簡」13～14・19頁、「無佛齋手簡附録」(『日本藝林叢書』9所収)3～4・6～7・12～13・17・18・22・23頁、松尾芳樹「藤原貞幹書簡抄『蒙齋手簡』」上(『京都市立芸術大学美術学部研究紀要』37 1993年)右27頁、同「新出書状二通に見る好古の国学者・藤原貞幹」(『古代文化』49—9 1997年)所引蔭田必器宛書状(同書状は『藤原貞幹』追悼号 藤原貞幹友の会 1996年、においても同氏が紹介されている)等。

(40)——前掲中田「日本篆刻史」132頁、前掲神野『高芙蓉の篆刻』351～352, 357～358頁。

(41)——慶應義塾大学三田情報センター 1985年刊行。

(42)——『印譜考略』附録は「自製印をもって譜を成すものは、一刀万象に始まる。印を模するものは、古今公私印記なり。」(259頁)として芙蓉の印譜『古今公私印記』を掲げるが、これも日本古印譜ではない。

(43)——『博愛堂集古印譜』91頁にも同文が記されている。

(44)——富士山房が芙蓉の号であることは確認できないが、芙蓉の号の多くは富士山にちなんで付けられており、芙蓉のことを指している可能性が高い。紀止は芙蓉・藤原貞幹とほぼ同時代の印人であり、注記の内容も信頼で

きるものとして良からう(紀止については、前掲『日本印人伝』284頁、前掲『書道全集』別巻Ⅱ75頁等参照。なお、大東急記念文庫所蔵の貞幹編『和漢襍集』[21-118-1325]には寛政7年に紀止が刻した旨を記す印の印影が収録されており、止と貞幹の間に交流があったことが知られる)。

(45)——『日本随筆大成』新版〈第一期〉22所収, 339頁。

(補1)——摸古印譜の写本には印影を摸写した印譜と摸刻印を作成してそれを押捺した摸刻印譜とがあるが、このうち前者を摸写印譜と呼ぶことにする。ちなみに管見による日本古印章の摸刻印譜の初例は藤原貞幹『公私古印譜』(安永2年序)である。

(補2)——生源寺希烈については佐藤真人『日吉社禰宜口伝抄』の成立(『大倉山論集』25 1989年)18頁等参照。

〈付記〉今回の報告にあたって調査させていただいた諸機関には深謝申し上げたい。なお本調査は一部、平成9年度文部省科学研究費補助金(奨励研究B)による研究成果によっている。

(宮内庁書陵部, 国立歴史民俗博物館研究部プロジェクト研究調査協力者)

A Study on Books of Old Seals of Japan: Prior to *TŌ, Teikan*

OGURA, Shigeji

This paper is an interim report of my survey conducted to clarify the genealogy of *Nippon Koinpu* or a seal mark book which records seal marks impressed on historical materials of old ages of Japan as main contents. I conducted this survey recently, especially focusing on the era prior to the time when *TŌ, Teikan* appeared, who provided a basis for studies on old seals of Japan and gave much influence on the subsequent preparation of books on Japanese seal marks of old times.

The background for the people's increasing interest in old seals in the early modern ages is considered to be based on the trend where the interest in old documents increased, old styles became popular in the seal engraving field, and ancient ceremonies were revived in the Imperial Court. The oldest *Koinpu* of Japan, so far as I confirmed, is the one prepared by *MATSUZAKI, Sukeyuki*. However, its presence was not well known to the public at that time, and I could not find any influence of his book on the later *Koinpu* of Japan. The *Koinpu* produced next was the one that Later *Koinpu* producers regarded it was edited by *FUJIWARA, Seika* and enlarged by *Jōkei*. Based on my limited knowledge, only a transcribed copy of the book prepared by *Jōkei* was found, leaving all others unlocated. I consider that the *Koinpu* prepared by *Seika* and the one prepared by *Jōkei* are really different from each other. However, I suppose that *Jōkei's Koinpu* was confused with *Seika's Koinpu* while the former was being transcribed repeatedly. I assume that *Seika's Koinpu* was not prepared by him actually, but it was regarded as his work afterwards. An old *Koinpu* reportedly prepared by a seal engraver, *KŌ, Fuyō*, might exist in the past, but it is lost presently.

Only the seal marks quoted in *Koinpu* of later ages allows the contents to be understood. According to them, the *Koinpu* produced by *Fuyō* contained some seal marks that are clearly judged as false marks. These *Koinpu* existed before *TŌ, Teikan* produced *Koinpu*, and I consider that such books have given a great influence on *Teikan's* study on seal marks.